

福島医発第535号

平成27年5月18日

各医師会長 殿

福 岡 県 医 師 会  
会長 松 田 峻 一 良  
(公 印 省 略)

### 大任町医療費助成の改正について

今般、大任町では、公費（乳幼児・重度障害者・ひとり親家庭等）医療の助成を平成27年4月診療分より、別紙のとおり改正することとなった旨、通知がありました。

また、負担割合や医療証の有効期限が変更になることから、現在乳幼児医療の資格をお持ち方、重度障害者及びひとり親家庭等医療の資格をお持ちの小中学生の医療証についても、平成27年6月以降、順次差替えが行われます。6月以降に受診の際は、医療証のご確認をください。

つきましては、貴会におかれましても本件について、ご了解頂きますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い致します。

なお、詳細につきましては、大任町役場 住民課 国保・年金係（0947-63-3004）までお問い合わせ頂きますようお願い致します。

---

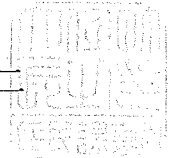
小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎  
会長 廣瀬真恵

26大公医第188号  
平成27年4月10日

福岡県医師会長 様

大任町長 永原 譲二  
(住民課 国保・年金係)



公費医療費助成の改正について

春暖の候、貴職におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、平素より大任町の公費助成事業に対し、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、大任町では公費（乳幼児・重度障害者・ひとり親家庭等）医療の助成を平成27年4月診療分より、別紙のとおり改正することになりましたので、関係機関への周知について、よろしくご配慮願います。

また、負担割合や医療証の有効期限が変更になることから、現在乳幼児医療の資格をお持ちの方、重度障害者及びひとり親家庭等医療の資格をお持ちの小中学生の医療証についても、平成27年6月以降、順次差替えを行います。6月以降に受診の際は、医療証の確認をお願いいたします。

大変お忙しい時期にご迷惑をおかけしますが、よろしくご対応のほどお願い申し上げます。

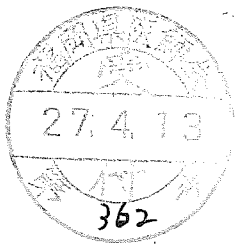
【 お問い合わせ先 】

〒824 - 0512

福岡県田川郡大任町大字大行事 3067 番地

大任町役場 住民課 国保・年金係

TEL 0947-63-3004



| 医療名                                       | 現行                                                                                                | 改正後                                                                                                              |
|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 乳幼児医療<br>(ラベンダー色)<br>↓<br>こども医療<br>(もえぎ色) | 【現物給付】<br>対象者<br>3歳未満 入・外 無料<br>3歳以上小学校就学前<br>入院 1日当たり 500円<br>(月7日限度)<br>外来 1月当たり 600円限度         | 【現物給付】<br>対象者<br>15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者<br><u>入・外 無料</u>                                                    |
| 重度障害者医療<br>(青色)                           | 【現物給付】<br>対象者<br>重度障害者<br>入院 1日当たり 500円<br>(月20日限度)<br>(低所得者の場合)<br>1日当たり 300円<br>外来 1月当たり 500円限度 | 【現物給付】<br>対象者<br>重度障害者<br>助成内容変更なし<br><u>ただし、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の重度障害者医療受給者は</u><br><u>入・外 無料</u>        |
| ひとり親家庭等医療<br>(橙色)                         | 【現物給付】<br>対象者<br>母子家庭、父子家庭等<br>入院 1日当たり 500円<br>(月7日限度)<br>外来 1月当たり 800円限度                        | 【現物給付】<br>対象者<br>母子家庭、父子家庭等<br>助成内容変更なし<br><u>ただし、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のひとり親家庭等医療受給者は</u><br><u>入・外 無料</u> |